

尼崎市生物多様性地域戦略策定支援業務委託候補者募集要領

尼崎市の環境をまもる条例（平成 12 年尼崎市条例第 51 号）第 6 条に基づき平成 26 年 3 月に策定した尼崎市環境基本計画（以下「計画」という。）の計画期間が令和 5 年度末までとなっていることから、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とする新たな計画として改定を行うこととしており、計画のうち生態系・生物多様性に関する内容については、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条に基づく生物多様性地域戦略（以下「戦略」という。）に相当するものとして取りまとめることとしている。

本業務は尼崎市域における生態系・生物多様性を把握・評価したうえで、戦略を策定するにあたって必要となる生態系・生物多様性の保全・創出、持続可能な利用に向けて必要となる取組を検討・提案するなど専門的な技術・知識が求められるものであるため、優れた技術・知識を有する事業者を特定することができる公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定する。

1 業務名

尼崎市生物多様性地域戦略策定支援業務

2 委託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

3 業務概要

(1) 業務内容

詳細については、尼崎市生物多様性地域戦略策定支援業務委託仕様書のとおりとする。

- ア 戦略の策定に必要な基本的な情報の収集・整理
- イ 生態系・生物多様性に関する調査の実施・調査結果の評価
- ウ 生態系・生物多様性に配慮した望ましい姿の検討・提案
- エ 生態系・生物多様性を保全・創出するための取組の検討・提案
- オ 尼崎市生物多様性地域戦略策定部会の運営支援
- カ 啓発冊子の作成
- キ その他

(2) 計画の改定・戦略の策定スケジュール

別紙 1 のとおり

なお、別紙 1 の内容は計画の改定・戦略の策定スケジュールの目安として示すものであり、よりよい業務を遂行するための多少の変更は可能である。

4 業務委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 提案上限額

8,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、内訳は令和 4 年度：6,000,000 円、令和 5 年度：2,500,000 円とする。

※本事業は尼崎市議会の予算成立が前提となるため、予算が減額された場合は、委託候補者の同意が得られた場合に限り、事業内容に必要な変更を加えたうえで契約を締結し、事業を実

施する。

※事業目的の実現が不可能な程度の減額又は予算が不成立となった場合は、契約を締結しない。

6 支払条件

各年度の業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括払いとする。

7 参加資格

委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、過去 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）に国・自治体が発注する類似業務（動植物に関する調査、自然・生物多様性に関する行政計画の策定など）を受託した実績があること。
- (2) 尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 4 条に定める競争入札参加者有資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 業務を受託した場合に、委託期間中において企画提案書の実施体制に記載されている担当者が該当業務を行うことができ、常に迅速な連絡調整が可能であること。
- (4) 納税義務を履行していること。
- (5) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - (カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

8 プロポーザルの手順

(1) 主なスケジュール

質問票の提出期限	令和4年2月22日(火) 午後5時
参加表明書の提出期限	令和4年3月4日(金) 午後5時
企画提案書等の提出期限	令和4年3月14日(月) 午後5時
プレゼンテーションの実施	令和4年3月22日(火)
審査結果の決定	令和4年3月下旬
契約の締結	令和4年4月上旬

(2) 質問票の提出

本件に関する質問がある場合は次のとおり質問票を提出すること。

ア 提出物

質問票(様式1)

イ 提出方法

- ・提出物について電子メールにより提出すること。なお、質問票(様式1)によらない質問は受け付けない。

件名	【質問票：会社名】
電子メールアドレス	ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 提出期限

令和4年2月22日(火) 午後5時まで

エ 質問への回答

- ・質問者に関する情報は伏せた状態で、質問内容とその回答内容を尼崎市ホームページで公表する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する場合は次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出物

参加表明書(様式2)

イ 提出方法

- ・提出物について郵送、または持参により提出すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送により提出すること。

(ア) 郵送の場合

郵送先	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市経済環境局環境部環境創造課 環境政策担当
-----	---

(イ) 持参の場合

提出先	尼崎市役所本庁舎中館9階 環境創造課
-----	--------------------

ウ 提出期限

令和4年3月4日(金) 午後5時まで

(4) 企画提案書等の提出

評価対象となる企画提案書などの書類を次のとおり提出すること。

ア 提出物

(ア) 動植物調査・行政計画の策定に関する業務の受託・従事実績（様式 3）…10 部

- ※ 過去 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）に事業者（法人）が受託、または総括責任者及び主任技術者が従事した実績（委託省庁・自治体名、業務名、業務内容の概要、受託年度）を記載すること。
- ※ 記載した業務を受託した実績があることを確認できる書類も併せて提出すること。

(イ) 生態系・生物多様性に関する啓発冊子の作成実績（様式 4）…10 部

- ※ 過去 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）に事業者（法人）が受託、または総括責任者及び主任技術者が従事した実績（委託者名、業務名、業務内容の概要、受託年度）を記載すること。
- ※ 記載した業務を受託した実績があることを確認できる書類も併せて提出すること。

(ウ) 業務従事者一覧（様式 5）…10 部

- ※ 業務を受託した場合の従事者について記載すること。なお、生物分類技能検定の保有者については合格証明書や登録証などの写しを添付すること。

(エ) 企画提案書（様式任意）…10 部

様式・体裁	<ul style="list-style-type: none"> ・A4 サイズ縦、横書き、両面印刷、表紙を含め 30 ページ（15 枚）以内とし、ホッチキス留めを行うこと。 ・表紙には「尼崎市生物多様性地域戦略策定支援業務企画提案書」と記載すること。
記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の内容については評価基準（別紙 2）に基づきプレゼンテーション時の説明も踏まえたうえで評価を行うため、「評価項目」の欄に記載のある内容については「評価の視点」の欄の内容を踏まえ、必ず企画提案書で触れること。 ・なお、評価基準（別紙 2）の「2 企画提案の内容」に示す評価項目のうち①～⑩については企画提案書において見出しを設けて企画提案を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション資料についてプロジェクターでの投影を希望する参加者については、企画提案書と併せて提出することができることとし（当日の持参も認める）、提出のあった資料については、あらかじめ市側で動作確認を行うこととする。 ・なお、プレゼンテーション資料については、Microsoft 社製の Microsoft Windows OS のパソコンで Microsoft 社製 PowerPoint2016、Adobe 社製 Acrobat Reader で動作するものに限る。

(オ) 見積書（様式任意）…1 部

- ※ 年度ごとに内訳がわかる内容として記載し、税込み価格と税抜き価格を並記すること。
- ※ 事業全体・年度ごとの見積額が提案上限額を越えていないことを確認すること。

(カ) 会社の概要がわかるパンフレットなど（様式任意）…10部

※ 参考資料として提出を求めるもので評価対象とはならない。

イ 提出方法

- ・提出物について郵送、または持参により提出すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送により提出すること。

(ア) 郵送の場合

郵送先	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市経済環境局環境部環境創造課 環境政策担当
-----	---

(イ) 持参の場合

提出先	尼崎市役所本庁舎中館9階 環境創造課
-----	--------------------

ウ 提出期限

令和4年3月14日（月）午後5時まで

エ 6社以上の参加があった場合

- ・6社以上の参加があった場合には、第1次評価として評価基準（別紙2）などにに基づき提出物をあらかじめ評価し、プレゼンテーション参加事業者とする5社を選定する。
- ・この場合の選定結果については参加表明書の担当者欄にある連絡先に電子メールで通知する。

(5) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては次のとおり行う。

ア プレゼンテーションの概要

日時・場所	令和4年3月22日（火） ※時間・場所については、別途通知する。
内容	<ul style="list-style-type: none">・新たな資料の提出は不可とし、企画提案書に基づき説明を行う。・説明時間は20分間とし、説明時間が20分間に達した場合には、説明途中であったとしても説明を止めること。・選定委員の疑問に答えるために質問時間を10分間設ける。なお、疑問への回答についてはプレゼンテーションの場における受け答えのみとし、後日の回答や回答の訂正は認めない。・説明は紙面、プロジェクターによる投影のいずれかの方法を基本とする。・評価基準に基づき評価されることを意識し、満遍なく説明を行うことを心がけること。
出席者	・3名以内とする。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション資料についてプロジェクターでの投影を希望する参加者については、事前に市側に連絡すること（パソコン、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する）。 ・プレゼンテーション資料は Microsoft 社製の Microsoft Windows OS のパソコンで Microsoft 社製 PowerPoint 2016、Adobe 社製 Acrobat Reader で動作するものを持参すること。 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインでのプレゼンテーションを行う場合がある。なお、その場合にはオンライン会議システム（Zoom）を用いて行う。
-----	---

イ 審査

- ・尼崎市生物多様性地域戦略策定支援業務委託候補者選定会議において、評価基準に基づいて審査を行い得点が最も多い参加者を委託候補者として選定し、2 番目に得点が多い参加者を次点委託候補者として選定する。
- ・参加者が 1 者の場合であっても会議を開催し、総得点数が満点の 50 % 以上の場合は委託候補者として選定する。
- ・総得点数が最も多い参加者が 2 者以上ある場合は、評価基準の「2 企画提案の内容」の得点数が多い者、「1 事業者・従事者の技術力」の得点数が多い者の順に委託候補者を選定する。それでもなお同点の場合はくじにより委託候補者を決定する。

(6) 選定結果の通知・公表

委託候補者の選定結果については、速やかに電子メールにて通知する。なお、委託候補者名と得点数については尼崎市ホームページで公表する。

9 契約

委託候補者は尼崎市と仕様などについて協議したうえで、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点委託候補者と協議を行い、契約を締結する。

10 辞退

参加表明書の提出後にプロポーザル手続きから辞退する場合には、辞退届（様式 6）を提出すること。

11 その他

- (1) 評価の経緯や結果に関する異議、質問には一切応じない。
- (2) 郵便や電子メールなどに関する通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (3) 次の要件に該当する場合は参加者を失格とする。
 - ア 書類の提出方法や提出先、提出期限が本要領の定めに適合しない場合
 - イ プレゼンテーションに遅参、または欠席した場合
 - ウ 提出物に虚偽・重大な誤りがある場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ その他本要領を遵守しない場合

- (4) 本プロポーザルに関する費用については、すべて事業者の負担とする。
- (5) 提出物は返却しない。
- (6) 提出物は評価を行うにあたって必要な範囲において複写することがある。

1 2 連絡先

住所 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

担当部署 尼崎市経済環境局環境部環境創造課 環境政策担当

担当 山本・高須

電話番号 06-6489-6301

E-mail ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp